

令和五年六月三十日受領
答弁第一五四号

内閣衆質二一一第一五四号

令和五年六月三十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員松原仁君提出ダークパターンに対する取り組みの進展に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出ダークパターンに対する取り組みの進展に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「デジタル経済の健全な発展」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「ダークパターン」については、法令上の明確な定義はなく、様々な形態があると考えられるところ、「ダークパターン」が「消費者保護」に与える影響については、個別の事案に応じて異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、消費者庁としては、「ダークパターン」については、「消費者保護」の観点から問題があるものも含まれると考えている。

二について

お尋ねについては、令和五年三月十六日の参議院消費者問題に関する特別委員会において、真淵消費者庁審議官が「いわゆるダークパターンについては、まずは現行の景品表示法で対応し得る事案、こういったものもございますので、こういうものに対しては同法に基づいて厳正に対処をしていきたいというふうな思っております。また、同法では対応が困難なものなどにつきましては、引き続き国際的な議論の状況などを注視してまいりたいと考えております」と答弁したとおりである。

三について

政府としては、これまでも、御指摘の「ダークパターン」に該当すると思われる販売方法のうち、例えば、定期購入が条件となっていることを消費者が認識しづらい表示を用いた販売方法について、具体的事例を用いた教材を作成し、消費者に対して周知等を行ってきたところである。引き続き、消費者教育及び啓発の取組強化による被害の未然防止に努めてまいりたい。